



区の世帯と人口(2月1日現在)	
住民登録	前月比
世帯数	116,219 (+61)
人口	196,287 (+153)

発行 台東区 編集 総務部広報課 〒110-8615 台東区東上野4丁目5番6号
 ☎ 5246-1111 (代表) FAX 5246-1029 (広報課) 区ホームページ▶



区民の安全で快適な生活環境の維持
 宿泊者の安全・安心の確保

6月15日から
 民泊開始

民泊のルール(条例) を決めました

台東区のルールの特徴

実施制限

- ・管理者が常駐しない届出住宅は、月曜日の正午から土曜日の正午までの期間は実施を制限する(祝日、年末年始除く)

区の役割

- ・届出住宅の状況確認を行う
- ・届出住宅の住所等を公表する
- ・定期的に、町会・警察署・消防署へ届出住宅の通知等を行い、連携を図る
- ・事業者への講習会を実施する

事業者の責任

- 事業実施の事前周知** 周辺地域の住民等および届出住宅の敷地から110メートル以内の学校・保育園等に対し、事前の周知を行う
- 生活環境の維持** 苦情等への迅速な対応(30分以内)、喫煙方法の遵守に関する必要な措置、廃棄物の適正処理等を行う
- 標識を掲示** 共同住宅等では、区が交付する標識を掲示する



問合せ 生活衛生課 ☎ (3847) 9455

あなたのマンションは、 住宅宿泊事業法への備えはお済みですか？

民泊は、経済の活性化を図る一方、トラブルが生じる場合もあります。特に分譲マンションでは、各マンション管理組合で話し合い、民泊に対する考え方を3月14日(水)までに決める必要があります。

～事前に準備しましょう～

- ・各マンション管理組合で、住宅宿泊事業を「許容」あるいは「禁止」するかを決め、管理規約に明記しておく

- ・違反に対する監視体制を整える
- ・管理規約の改正手続きが間に合わない場合は、総会や理事会で、少なくとも民泊に対する「許容」「禁止」の方針を決議し議事録に記しておく

※マンション管理組合への支援制度もあります。詳しくは下記へ

▶ 問合せ 住宅課マンション施策担当 ☎ (5246) 1468

